

建設工事下請負等取扱要綱（平成28年3月24日建政－1725）の一部改正 新旧対照表

新				旧			
(様式第2号)				(様式第2号)			
略				略			
下請契約等自己点検票				下請契約等自己点検票			
略				略			
項目	内容	適否	備考	項目	内容	適否	備考
略	略			略	略		
略	略			略	略		
略	略			略	略		
略	略			略	略		
その他	<u>建設業退職金共済制度等により退職金制度を確立しているか</u>			その他			
	略				略		
	略				略		
略				略			
(参考) 下請契約等自己点検要領				(参考) 下請契約等自己点検要領			
点検項目		点検要領		点検項目		点検要領	
略	略			略	略		
下請契約書上の下請代金の支払に関する規定	手形期間は60日以内であるか	<u>【適】となる例</u> ・全て現金払としている。（備考欄への記載は不要） ・一部手形払としているが、手形期間は60日以内である。（備考欄への記載は不要） <u>【否】となる例</u> ・一部手形払としているが、手形期間は<u>60日</u>を超えている。 ※この場合、受注者は、契約の変更等の是正措置を講じる必要		下請契約書上の下請代金の支払に関する規定	手形期間は60日以内であるか	<u>【適】となる例</u> ・全て現金払としている。（備考欄への記載は不要） ・一部手形払としているが、手形期間は60日以内である。（備考欄への記載は不要） <u>【否】となる例</u> ・一部手形払としているが、手形期間は<u>60日超90日以内</u>である。 <u>※備考欄に、契約の変更等講じた措置の内容と今後の方針等について具体的に記載してください。</u> ・一部手形払としているが、手形期間は<u>90日</u>を超えている。 ※この場合、受注者は、契約の変更等の是正措置を講じる必要	

		があります。是正後に、再度、自己点検を行い、自己点検票を作成し、県に提出してください。			があります。是正後に、再度、自己点検を行い、自己点検票を作成し、県に提出してください。
	略	略		略	略
略	略	略	略	略	略
その他	建設業退職金共済制度等により退職金制度を確立しているか	<u>【適】となる例</u> ・建設業退職金共済制度へ加入している。 (備考欄への記載は不要) ・建設業退職金共済制度以外の退職金制度を確立している。(備考欄へ確立している退職金制度を記載 例：中退共、就業規則等) <u>【否】となる例</u> ・建設業退職金共済制度へ加入しておらず、他の退職金制度も確立していない。 <u>※この場合、受注者は、下請負人に対し退職金制度の趣旨を説明し、制度の確立を促進する等の是正措置を講じる必要があります。備考欄に、講じた措置の内容と今後の方針等について具体的に記載してください。</u>	その他		
		略			略

附 則
この要綱は、令和6年11月1日から施行する。